

## コンテンツ活用促進事業費補助金 申請時のチェックリスト（平成26年度版）

### 書類

- 補助対象事業指定申請書 様式1
- 事業計画書 様式2-1  グループの概要（グループ申請の場合） 様式2-1（別紙）
- 事業実施におけるスケジュール 様式2-2
- 経費明細書 様式2-3 →  見積書（様式2-3の元となる）
- 市内クリエイター等概要 様式2-4
- 企業・団体概要 様式3
- 申請者の登記簿謄本（コピー不可） →  発行後3ヶ月以内か？  定款
- 申請者のパンフレット（会社案内） →  申請者の決算書 →  直近の年度か？
- 申請者の納税証明（コピー不可） →  発行後3ヶ月以内か？
- 市内クリエイター等の納税証明（コピー不可） →  発行後3ヶ月以内か？
- 補助金交付申請書 様式5

※以下については、補助対象事業に指定された後、補助対象事業指定申請書の添付書類（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式2-4、様式3）の内容から変更がある場合のみ提出。

- 事業計画書 様式6-1  グループの概要（グループ申請の場合） 様式6-1（別紙）
- 事業計画におけるスケジュール 様式6-2
- 経費明細書 様式6-3 →  見積書（様式6-3の元となる）
- 市内クリエイター等概要 様式6-4
- 企業・団体概要 様式7
- 市内クリエイター等の納税証明（コピー不可） →  発行後3ヶ月以内か？

### 内容

- 申請書に、申請者の公印が捺されているか？
- 申請者は、中小企業に該当するか？ [資本金と従業員数から判断]
- 申請者の本社は、道内に有るか？
- 申請者は、1年以上、北海道内で事業を営んでいるか？
- 申請者が連携する市内クリエイター等は、1年間以上、札幌市内で事業を営んでいるか？
- 申請者は、コンテンツ等の事業を主たる事業としていないか？
- 申請額は、補助対象経費の総額の1/2以内か？
- 申請額は、消費税 抜きで200万円以内か？
- 提案内容は、社会常識上及び倫理好ましくない事業ではないか？
- 計上している補助対象経費の内容は、提案している目的に、全てが関係しているか？
- 補助対象経費は、指定日～3月13日までの期間の分だけか？（指定日前や3月13日以降のものが含まれていないこと）
- 業務委託費の内訳で、直接人件費の額を超える費用が補助対象経費として計上されていないか？  
業務委託費で認められるもの：
  - ・直接人件費（補助総額の50%以上）
  - ・謝金、旅費交通費、運搬費、外注費、印刷費（直接人件費の額を超えない額）
- 見積書は、市内クリエイター等が発行したものか？
- 見積書の宛先は、申請者になっているか？
- 見積書には、市内クリエイター等の押印がされているか？
- 見積書には、「～業務委託一式」「～制作一式」ではなく、直接人件費、その他経費（印刷費、旅費、交通費、運搬費等）の内訳が個々に明記されているか。

#### グループ申請の場合

- グループ申請の場合は、グループ内企業[身内]からの調達が、補助対象になっていないか？
- グループを構成している、全ての企業の概要書が添付されているか？
- グループの設立目的・趣旨は明確か？
- グループの代表者は明確か？
- グループの経理体制は明確か？